

評議員会運営規程

(目 的)

- 第1条 この規程は、一般財団法人 下越総合健康開発センター(以下、「センター」という。)の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 センターの評議員会については、法令並びにセンターの定款に定めによるもののほかは、この規程による。

(構成等)

- 第2条 評議員会は、評議員全員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

- 第3条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 2 センターの職員及び外部監査人は、理事、監事を補助するため議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 3 評議員会は、必要に応じ、前項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

- 第4条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるときは、副理事長が招集する。

(招集手続)

- 第5条 評議員会の招集通知は、評議員会の開催日の10日前までに各評議員に対して書面でその通知をしなければならない。
- 2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載しなければならない。

(欠 席)

- 第6条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議 長)

- 第7条 評議員会の議長となる者は、定款第17条の規定の定めによる。

(出席状況の報告)

- 第8条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に評議員の出席の状況を評議員会に報告

しなければならない。

2 前項の報告は、センター事務局職員をして行なわせることができる。

(理事等の報告、説明)

第9条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議)

第10条 評議員会の決議は、定款第18条第1項、第2項、第3項、第4項の規定の定めによる。

(決議の方法)

第11条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ、採決しなければならない。

2 議長は、採決を各議案ごとにしなければならない。この場合、理事又は監事を選任する議案を採決するに際しては、各候補者ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第20条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(議事録)

第12条 評議員会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間はセンターの事務所に備え置かななければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し報告しなければならない。

(事務局)

第14条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人 下越総合健康開発センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 6月22日から施行する。